

(3) 現況特性

① 植物と自然度

本市の植生はヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキ-ネザサ群落、曾根など塩生植物群落が代表的で、代償植生はスギ・ヒノキの人工林が大半で、洞海湾や響灘沿岸の平地部は、大部分が住宅地、工場地および造成地となっています。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

里地や里山を構成する田や畑および森林はいずれも減少傾向にあり、里地や里山が宅地等に転換されています

「第4回自然環境保全基礎調査 植生調査（1994、環境庁）」による本市域の植生自然度の概要は表4-1のようになっています。

表 4-1 北九州市の植生自然度

植生自然度	植 生	市域を占める割合	主な分布地
10	自然草原	1%以下	遠賀川河川敷の一部
9	自然林	11.0%	福知山から平尾台の一部
8	二次林 (自然林に近いもの)	22.0%	風師山から足立山の周辺、貫山の周辺、血倉山から福知山の周辺、石嶺山の周辺、遠賀川右岸の丘陵地などの広い範囲
7	二次林	3.4%	鱒淵や合馬の周辺の一部
6	植林地	16.0%	風師山から足立山の周辺、貫山の周辺、血倉山から福知山の周辺、石嶺山の周辺
5	二次草原(背の高い草原)	4.4%	平尾台周辺、貫山や福知山や風師山山頂など
4,3	二次草原(背の低い草原) 及び農耕地(樹園地)	1%以下	郊外の一部
2,1	農耕地(水田・畑)、 緑の多い住宅地等、市街地、 造成地	48.2%	遠賀川沿い、洞海湾沿岸、紫川、曾根干潟の後背地などの平地部
0	自然裸地と開放水域など	3.8%	貯水池等

② 陸水域生態系の概況

本市には、一級河川の遠賀川を含む261河川が流れています。河口部や中下流域はコンクリート護岸に改修されている区間が多く、上流部や溪流部は自然護岸とコンクリート護岸が混在しています。

貯水池は、紫川水系のます淵ダム、道原貯水池などの約540の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

本市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージをうけていましたが、回復傾向にあります。

③ 沿岸域生態系の概況

本市は周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋め立て地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されています。

沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。

沿岸漁業はイカ類、カキなどを主体に、筑前海区、関門・洞海海区、豊前海区で行われています。

新門司周辺の海岸は入り組んだ海岸線でハマウドなどの海浜植物やアナジャコなどの干潟動物が生育し、曾根海岸は干潟でシバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの鳥およびカブトガニなどが生育し、脇田海岸は砂浜でアカウミガメの産卵が知られています。響灘埋立地は湿地やヨシ原などの鳥類が好む環境が多く、白島などの島嶼は渡りのルートとなっており、オオミズナギドリが繁殖しています。

(4) 森林

市域の森林面積は国有林 2,877ha と公・私有林 15,924ha の計 18,801ha で、市域の 38.8% を占めています。

「北九州市統計年鑑 平成 16 年度版」によると本市の林家数は 1,422 戸で保有山林面積は 5,176ha です。林家が所有する人工林面積は 1,412ha で、平成 2 年度と比較すると 81ha 増加しています。

(5) 農地

本市の農地面積は 2,378ha で、市域の 4.9% を占めています。(表 4-2)

農地は、食料を生産するだけでなく、国土、環境の保全や緑豊かな心安らぐ空間の提供など、都市住民にとって大切な公益的機能を持っています。

表 4-2 農地面積の推移

(単位：ha)

種 類	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
田	3,898	3,082	2,704	2,460	2,341	2,053	1,863
畑	735	578	479	456	458	469	385
樹園地	203	229	271	206	218	195	130
農地計	4,836	3,889	3,454	3,122	3,017	2,717	2,378

資料：「農林業センサス」

(6) 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は 8,953ha で、市域面積の約 19% を占めています。(表 4-3、図 4-1)

表 4-3 北九州市域の自然公園面積

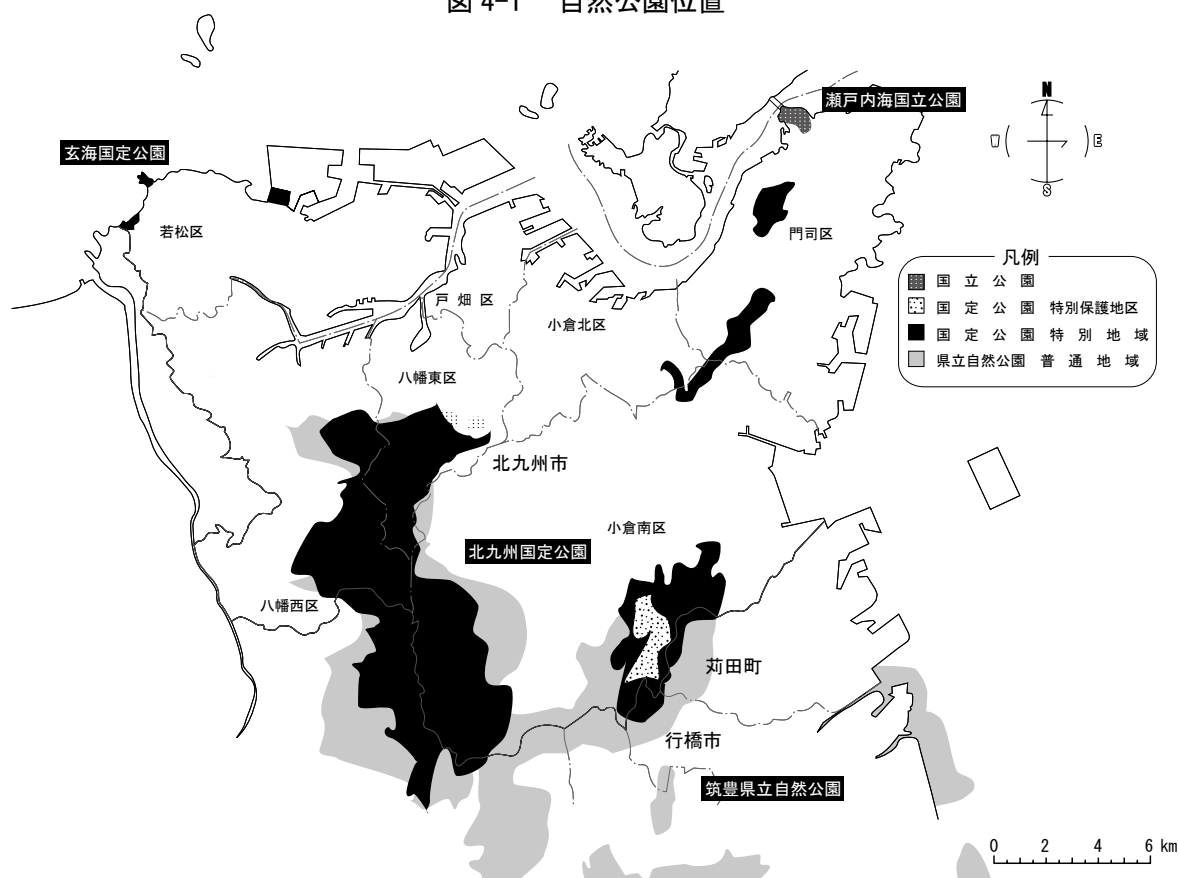
(平成17年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種 別				
			特 別 保護区	第 1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域
北九州国定公園 (S47.10.16区域指定) H8.10.28区域変更	風師・戸ノ上山 ～足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	969	320	129	458	62	—
	福智・皿倉地区	5,039	—	156	437	4,446	—
	計	6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 (S31.5.1区域指定) S32.10.23区域追加 H3.7.26区域変更	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国定公園 (S31.6.1区域指定) H2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 (S25.5.13区域指定) H8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

資料：建設局

(注) 海面を除く。

図 4-1 自然公園位置



2 これまでの取組と成果

(1) 貴重生物種

① 平成13年度自然環境保全推進検討業務結果

本市及び自然環境保護団体等が保有する自然環境に関する情報を体系的に整理し、貴重生物種の保全対策への基礎資料とするために自然環境保全推進検討調査を行いました。

ア 調査対象地域

北九州市内

イ 調査期間

平成13年4月～平成14年3月

ウ 調査内容

本市が保有する1968年からの自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報（レッドデータブック等）、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、本市に生息・生育する貴重生物種に関する81冊の文献データの収集・整理を行いました。

エ 文献データ調査結果

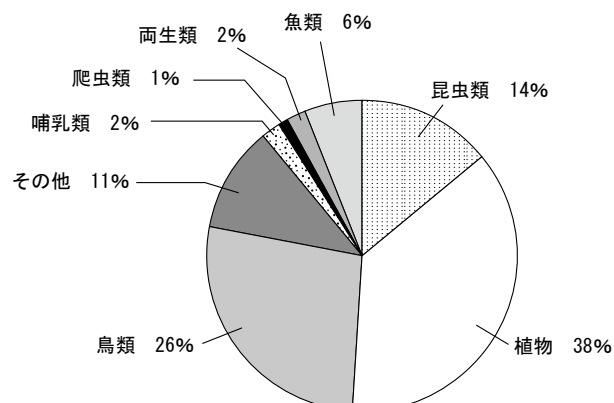
文献データ調査で得られた情報は、種数428種であり、種数では植物が161種で38%と最も多く、次いで鳥類の112種で26%となっています。

このうち環境省もしくは福岡県のレッドデータブック記載種は336種、法的な指定等を受けているものは138種、その他は123種でした。（表4-4、図4-2）

表4-4 文献資料調査結果表

種数	全体種数	選定基準別の種数		
		レッドデータブック	法的指定等	その他
哺乳類	8	8	1	1
爬虫類	6	6	1	0
両生類	10	7	2	5
魚類	26	24	0	11
鳥類	112	76	81	42
昆虫類	58	42	4	28
植物	161	140	48	5
その他	47	33	1	31
計	428種	336種	138種	123種

図4-2 種別にみた種数の割合



② 平成 15 年度北九州市自然環境保全基本計画に係る基礎調査業務結果

ア 調査対象地域

北九州市内

イ 調査期間

平成 15 年 9 月～平成 16 年 3 月

ウ 調査内容

平成 13 年度自然環境保全推進検討業務結果に 46 冊の文献データの追加収集・整理を行った上で、市民・市民団体、専門家に対して生息確認等のアンケート調査を実施し、さらに現地補足調査を行いデータの更新を図りました。

このデータのなかから平成 3 年以降の情報を抽出したものが以下の結果です。

表 4-5 調査結果

分 類	全種類数	重要種	指標種 多様性の	移入種
全分野	202種	172種	32種	11種
植物	33種	29種	0種	4種
藻類	4種	2種	2種	0種
ほ乳類	7種	5種	2種	0種
鳥類	56種	47種	10種	2種
は虫類	8種	6種	1種	1種
両生類	7種	7種	4種	0種
魚類	21種	15種	4種	3種
昆虫類	10種	8種	5種	0種
貝類	44種	42種	1種	1種
甲殻類等	12種	11種	3種	0種

注1)重要種と多様性の指標種には重複があるので、重要種+多様性の指標種+移入種の合計は、全種類数に一致しない。

注2)重要種:各報告書で希少種としてあげられている動植物(全分野)、即ち法指定種、国・県等のレッドデータブック選定種などを対象とした。

注3)多様性の指標種:

(例)ほ乳類…キツネ、イノシシ

鳥類…カイツブリ、コサギ、サシバ他等

注4)移入種:

(例)植物…セイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ他

鳥類…ガビチョウ、ソウシチョウ他等

(2) 野鳥施策

本市では、「人と野鳥が共存する環境づくり」を目的として、平成 12 年 2 月に「北九州市野鳥観察施設整備方針」を策定しました。本方針では、市内 17 ヶ所を野鳥観察の場として選定し、野鳥生息状況や敷地条件に応じて整備レベルをバード・サンクチュアリ (2 ヶ所)、野鳥観察場 (9 ヶ所)、野鳥ふれあいの場 (6 ヶ所) の 3 段階に区分して、それぞれの場で自然環境に配慮した整備を進めているところです。

また、これらの野鳥観察場を紹介したパンフレットを作成しているほか、千葉県我孫子市において開催されるジャパンバードフェスティバルに出展するなど本市の野鳥に関する情報発信を行っています。

(3) 曽根干潟

本市では、平成 10 年度に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、本計画では「自然環境と人

間活動の共生」を理念として、曾根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしています。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曾根干潟の環境調査を実施しており、鳥類については四季を通じての調査を継続して行っています。

今後も、本計画に基づき、曾根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めています。

3 課題と今後の取組

(1) 北九州市自然環境保全基本計画

これまで、本市における総合的な自然環境保全施策は、平成8年3月策定の「アジェンダ21北九州」と平成13年1月に施行された「北九州市環境基本条例」を根拠に推進してきましたが、具体的な施策については、関係する部局が個別に、しかもそれぞれの立場で樹立した長期計画に基づき実施しているところでは、

これらの施策を総合的、かつ、計画的に推進するために、また、新たな課題に対応するため、本市では平成15年度より「(仮称)北九州市自然環境保全基本計画」の策定作業を進めているところでは、

この計画の策定に当たっては、構想段階から市民、NPO、専門家や行政などが連携して、本市の自然環境の現状と課題、目指すべき方向性などについて意見交換を重ねながら進めています。

(2) 響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想

現在、本市では、埋立地で産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創生を図り、産業と自然の共生を目指す先進的な取組として「響灘・鳥がさえずる緑の回廊構想」を策定しているところでは、

具体的には、緑が少なく広大な空間(約2000ヘクタール)が広がる響灘埋立地に、市民、NPO、企業、行政が連携して、自然の創生や人と自然とのふれあいの場の創出などを図るための仕組みづくりを行うものでは、

特に、埋立地のほぼ中心に位置しているD地区のうち約25ヘクタールについては、モデル地区として、野鳥や自然観察などの施設整備を行った上で、自然学習体験の場として市民に開放するなど自然創生をベースにした「緑の空間」の創出を目指しています。

第2節 公園・緑地の整備のための施策 ●●●●●●●●●●●●●●●●

1 背景

本市は、大正5年の清滝公園の築造に始まり、数多くの公園整備や自然・生活環境の保全策を講じてきました。しかし、社会環境の変化や市民の価値観の多様化等により、新たな視点に立った緑のまちづくりの取組が求められています。また、本市は昭和63年に新しいまちづくりの方向を示す「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、ここに掲げる都市像の実現を図るためには、新たな緑の指針づくりが必要となりました。このような背景をふまえ、「北九州市“緑”のルネッサンス計画」

を策定し、うるおいと活気のある都市空間の創造を図っています。

2 これまでの取組と成果

本市では、これらの北九州市の豊かな自然環境を保全するとともに、市民とのふれあいの場や機会を確保するため、以下のような各種の施策を講じています。

(1) 自然公園

① 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

② 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

(2) 都市における公園・緑化

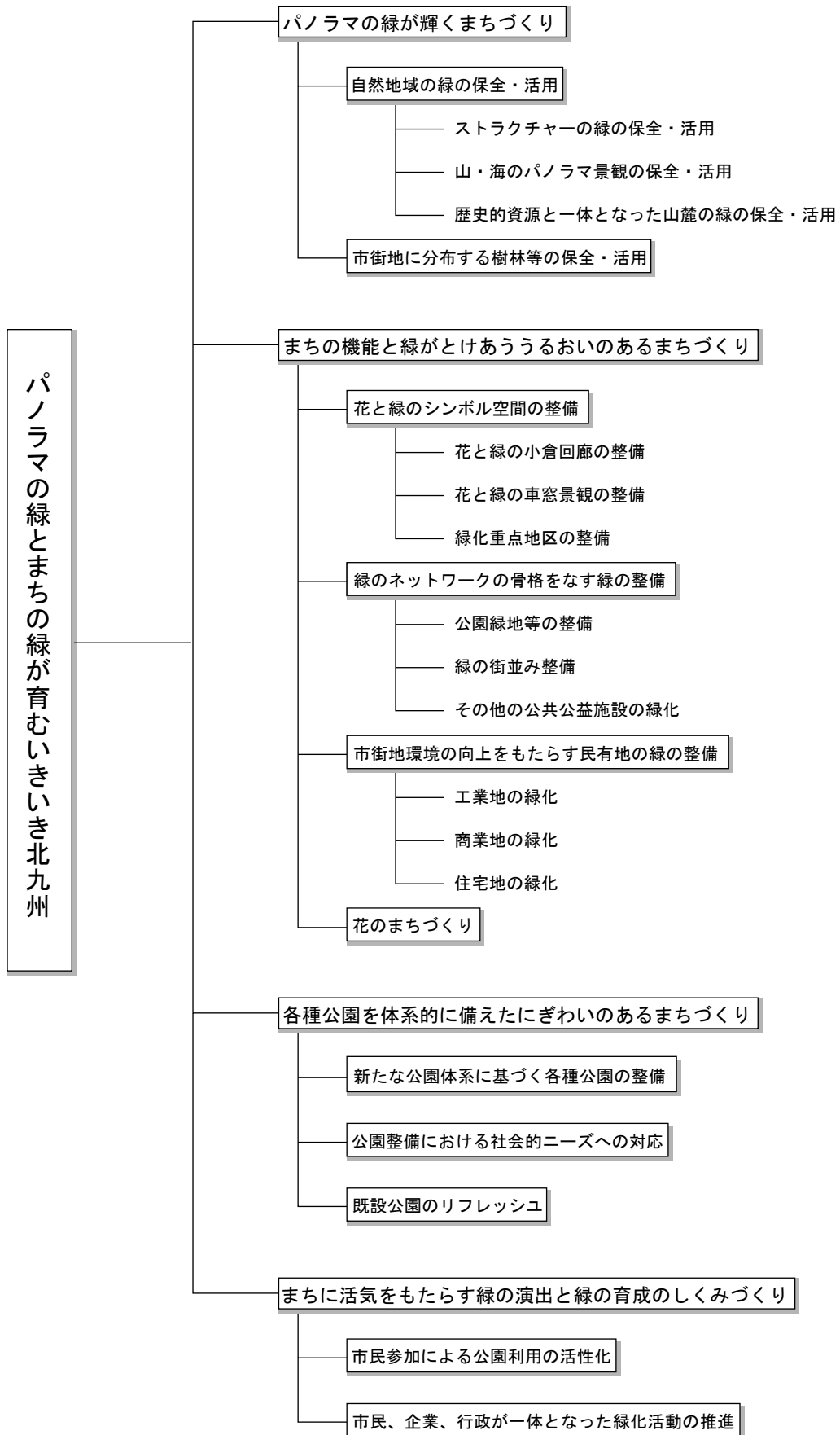
① 公園・緑化の施策の概要

本市では、都市公園の整備、都市緑化事業の推進及び自然環境の保護と活用を三つの柱とする「グリーン北九州プラン」を昭和47年に策定し、大きな成果を収めてきました。

しかし、社会環境の変化や市民の価値観の多様化、高度化が進む中で近年は緑の豊かさだけでなく、生態系の回復を基調とした環境にやさしいまちづくりや、地域の特性を生かした潤いのある都市景観づくりなどへの要請が強まってきました。このため、平成4年5月に「北九州市“緑”のルネッサンス計画」を策定し、平成10年4月には一部を改訂し本市の「緑の基本計画」として位置づけました。(図4-3)

この計画は、他の大都市に類を見ないパノラマの緑と、永年にわたって蓄積してきたまちの緑を、市民と行政が一体となって保全や創出することにより、うるおいと活気のある都市空間の創造を図るものです。

図 4-3 北九州市“緑”のルネッサンス計画における計画の体系



② 取組内容

計画年次	平成5年度～平成32年度
目 標	パノラマの緑とまちの緑を、市民と行政が一体となって保全や創出することにより、うるおいと活気のある都市空間の創造を図る。
基調テーマ 基本理念	『パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州』 ① 特色ある自然環境を活かした緑のまちづくり ② うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり ③ 市民・企業・行政が一体となった緑のまちづくり
計画の目標	① パノラマの緑が輝くまちづくり ② まちの機能と緑がとけあううるおいのあるまちづくり ③ 各種公園を体系的に備えたにぎわいのあるまちづくり ④ まちに活気をもたらす緑の演出と緑の育成のしくみづくり

③ 方針に基づく施策及び成果

方針に基づく施策の取り組みにより、次のとおりの成果を収めています。

計画の目標量

項 目		目 標	目標量	平成7年度現況	平成16年度末現況
緑地の担保面積		都市計画区域の35%の緑地を担保とする	35%	29%	29.5%
風致地区面積(普通)	①	風致地区の規制の強化を図るとともに	8,470ha	12870.7ha	12870.7ha
風致地区面積(特別)	②	特別緑地保全地区等の指定面積を現在の	5,900ha	—	—
特別緑地保全地区等	③	3倍にする	250ha	78ha	83.3ha
工場等緑化協定面積	④	工場等緑化協定による緑地面積を2倍にする	400ha	227.4ha	227.4ha
住宅地の緑地協定面積	⑤	住宅地の緑地協定面積を2倍にする	300ha	114ha	179.6ha
公共公益施設の緑被率	⑥	公共公益施設の緑被率を30%にする	30%	27%	—
街路樹本数(高木本数)	⑦	街路樹の高木本数を2倍にする	100,000本	58,800本	67,713本
都市公園面積	⑧	都市公園面積を現在の2.5倍に拡張し	2,100ha	941ha	1099.9 ha
1人当たりの都市公園面積	⑨	国の示した基準1人当たり20m ² の 都市公園を確保する	20.0m ² /人	9.3m ² /人	11.05m ² /人
港湾緑地等の面積	⑩	港湾緑地等により200haの緑地を確保する	200ha	18ha	32.6ha

*緑地の担保面積:(①+②+③+④+⑧+⑩)/市域面積

*港湾緑地:H17.4.1現在

ア 自然地域の緑の保全・活用

■風致地区の指定拡大と特別地区の指定

本市の特色ある自然景観であるパノラマの緑を将来にわたり、市民が親しむことが

できるよう自然公園特別地域など既存の土地利用規制を継続するとともに、風致地区の拡大指定や風致地区特別地区の指定について検討を行います。(図4-4, 表4-6)

図4-4 北九州都市計画風致地区及び特別緑地保全地区

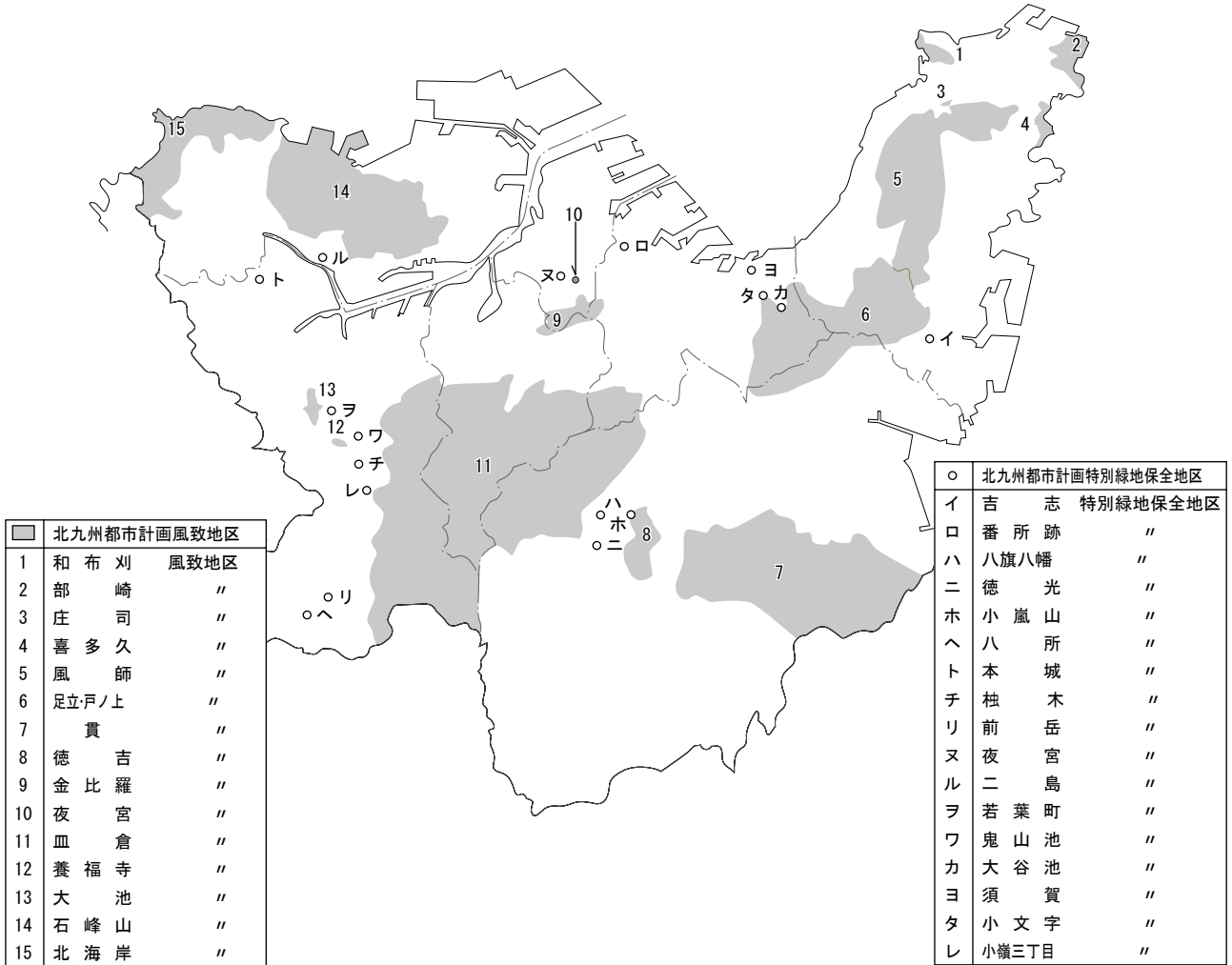


表 4-6 北九州都市計画風致地区

(指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積	備考
和布刈風致地区	70.0 ha	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

資料:建設局

イ 市街地に分布する樹林等の保全・活用

(ア) 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行います。(表 4-7)

表 4-7 北九州都市計画特別緑地保全地区

(平成17年3月31日現在)

名 称	面積	指定年月日	名 称	面積	指定年月日
八旗八幡特別緑地保全地区	1.7 ha	S49. 8. 20	小嵐山特別緑地保全地区	4.9 ha	S52. 10. 13
徳光特別緑地保全地区	0.2	S49. 8. 20	二島特別緑地保全地区	5.0	S55. 6. 24
八所特別緑地保全地区	0.8	S49. 8. 20	若葉町特別緑地保全地区	0.8	S55. 6. 24
夜宮特別緑地保全地区	1.3	S49. 8. 20	鬼山池特別緑地保全地区	7.5	S55. 6. 24
吉志特別緑地保全地区	1.5	S50. 3. 8	大谷池特別緑地保全地区	1.6	S56. 12. 15
番所跡特別緑地保全地区	1.0	S50. 3. 8	須賀特別緑地保全地区	2.2	S56. 12. 15
本城特別緑地保全地区	41.0	S50. 3. 8	小文字特別緑地保全地区	2.1	S62. 6. 20
柚木特別緑地保全地区	4.4	S50. 3. 8	小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	H13. 3. 16
前岳特別緑地保全地区	1.6	S50. 3. 8	計 17箇所	83.3	

資料:建設局

(イ) 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。(表 4-8)

表 4-8 保存樹の指定状況

平成17年3月31日現在

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ	エノキ	スダジイ	その他	計
本数	52	50	22	15	9	7	42	197

ウ 緑のネットワークの骨格をなす緑の整備

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。

緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的効果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

(ア) 公園緑地の整備

平成16年度末の都市公園の整備状況は、総数1,580箇所、総面積1,099.9haで、市民一人当たりの公園面積は11.05m²です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数32箇所、総面積は32.6haです。平成16年度末の公園・緑地の開設面積は表4-9のとおりです。

表 4-9 平成16年度都市公園開設面積

種 類		開設面積 (ha)	
		前年度比較	累 計
都 市 公 園	街 区 公 園	0.6	194.5
	近 隣 公 園	0	103.5
	地 区 公 園	0	60.8
	総 合 公 園	0	70.0
	運 動 公 園	0	63.5
	特 殊 公 園	22.7	147.9
	緑 道 ・ 緑 地	1.8	79.3
	広 域 公 園	0	377.5
小 計		25	1099.9
港 湾 緑 地		0.1	32.6
計		25.2	1132.5

資料:建設局、港湾局

(注)都市公園総面積10,999,166m²(一人当たり11.05m²)(県営公園を含む)

(注)港湾緑地を算入した公園・緑地面積11,325,037m²(一人当たり11.38m²)

(県営公園を含む)

(イ) 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約482万本の植樹を行っています。(表4-10)

表4-10 平成16年度 都市緑化事業の実績

(単位 本)

緑化種別	平成16年度 実績
公園緑化	6,792
街路緑化	28,986
河川緑化	0
その他の公共施設緑化	13,705
計	49,483

エ 市街地環境の向上をもたらす民有地の緑の整備

(ア) 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

a 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成17年3月31日現在、38地区179.6haの協定が成立しています。

b 工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

平成17年3月31日現在、49の大企業、96の中小企業と協定を締結し、緑化面積は約227.4haとなっています。

オ 花のまちづくり

(ア) 北九州市花の総合計画

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっており、平成5年度に「北九州市花の総合計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいます。

この計画は、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業や組織を総合的に体系化し、新たな方向づけを行ったものです。その中で特に、花いっぱいのまちづくりに欠かすことのできない市民参加を重視した施策を取り入れていくこととし、次の三つのテーマを定めています。

- ・花を知り、花に親しもう（花の普及啓発）
- ・花をいっぱい咲かせよう（花づくりの実践）
- ・花の輪を広げよう（花づくりの活性化）

現在、取り組んでいる主な事業内容は次のとおりです。

花の普及啓発	・フラワーバンク制度 ・花新聞の発行 ・花情報の発信（インターネット利用）
花づくりの実践	・ふれあい花広場の整備 ・花咲く街かどづくり ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり ・福祉施設と連携した花苗づくり
花づくりの活性化	・花咲くまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり技術講習会の開催

a 花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とうるおいのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の3方式よりなっています。

● 市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

● 公共花壇

市の事業としての道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

● パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

表 4-11 平成 16 年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積
市民花壇	390団体	12,744人	416	35,415m ²
公共花壇	—	—	49	2,647
パートナー花壇	—	—	17	630

b 花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿兒島本線夕原町での花が咲く地被類等による花づくり等の実績があります。

カ 市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

■北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として昭和 61 年 10 月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。（表 4-12）

緑地の機能・目的：○シンボル緑地

港湾のシンボリック機能を果たす緑地

○休息緑地

港湾内の人々の休息、軽易な運動等のために供される緑地

○緩衝緑地

周辺地域の自然環境、生活環境等を保護するための緑地

○修景緑地

港湾内の構造物等の景観的圧迫感の緩和などを目的に、空間と空間の連続性を創りだす緑地

○親水緑地

港湾周辺地域の人々が、海釣りや海水浴等のレクリエーション活動を通じ、港湾や水に親しむための緑地

○道路沿緑地

沿道地域の自然環境、生活環境等を保護するための緑地

(3) 成果

港湾緑地の整備状況（H17.3.31 現在）は表 4-13 のとおりです。

(4) 課題と今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

表 4-13 港湾緑地

平成17年3月31日現在

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司1号緑地	4,000	H 3. 7. 20	
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7. 20	
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1	
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 4. 4	
	太刀浦1号緑地	5,000	S57. 7. 20	
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8. 21	
	太刀浦4号緑地	1,500	S56. 8. 21	
	太刀浦5号緑地	3,400	S57. 7. 20	
	太刀浦6号緑地	3,300	S56. 8. 21	
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4	
	太刀浦8号緑地	8,300	H 4. 7. 13	
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1	
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3. 22	
	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2. 15	
	西海岸2号緑地	6,900	H 3.10.18	
	西海岸3号緑地	4,900	H 9.11.17	
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1	
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7. 18	
	北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3. 22	
	西海岸休憩所緑地	1,054	H17. 3. 10	
小倉	日明1～5号緑地	3,700	S49. 4. 1	
洞海	八幡東田緑地	32,000	H 9.12. 9	
	久岐の浜マリコア緑地	2,400	H 9. 8. 6	
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6	
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6	
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6	
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1. 13	
	響灘2号緑地	36,900	H 9. 8. 6	
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3. 28	
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6. 28	
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4. 20	
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7. 11	

2 海岸緑地の整備

(1) 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全計画」

【第1回】

名 称	ホエール(スナメリ)ウォッチングに行こう！
日 時	平成16年8月22日(日)
場 所	小倉北区藍島周辺
主催・共催	関門スナメリの会、北九州市環境局
参加者数等	約40名
内 容	北九州市中心部からわずかのところに浮かぶ藍島周辺の響灘では、頻繁にスナメリが出現します。本講座では、「関門スナメリの会」などの専門家の解説を聞きながら、スナメリウォッチングを行い、藍島ではネイチャーゲームを行いました。

【第2回】

名 称	冬の渡り鳥観察バスツアー
日 時	平成17年2月11日(日)
場 所	曾根干潟、紫川中流域、山田緑地
主催・共催	日本野鳥の会北九州支部、北九州市環境局
参加者数	約40名
内 容	日本国内有数のズグロカモメ越冬地である小倉南区曾根干潟をはじめ、市内の野鳥観察施設を巡るバスツアーを開催しました。バードウォッチングを行うとともに、本市の貴重な自然環境とのふれあいを推進しました。

【第3回】

名 称	里地里山の保全
日 時	平成16年8月～平成17年3月
場 所	市内各地
主催・共催	NPO法人里山を考える会、NPO法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会、NPO法人ひらおだい自然塾、生物多様性研究センター、帆柱自然公園愛護会、小嶺「水辺の教室」、のうみ農園・里と山を楽しむ会、井手浦むらづくり実行委員会、地域づくりボランティアグループ「よりどころ」
参加者数等	約3000名
内 容	北九州市は市域の約6割が森林・田畑で占められ、豊富な里地里山地域が点在しています。平成14年に策定された「新・生物多様性国家戦略」の中でも、里地里山の変化が生物多様性の危機を招いている要因の一つとしてあげられており、世界の環境首都を目指す本市でも、里地里山の保全に向けた取り組みを広域的に行う必要があります。市内で里地里山の保全活動を行っている団体とその活動内容に関するリーフレットを作成し、広く市民に紹介することによって、自然とのふれあいを通じて里地里山への関心を高め、保全活動を継続的に活性化するため本講座を実施しました。

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるような講座を実施していく予定です。

には広い範囲が北九州国定公園に指定されました。

しかしながら、近年、大型ごみの投棄やオフロード車等の侵入による植生の踏み荒らし、希少植物の乱獲などの自然破壊の問題が生じています。一方、平尾台は戦後、開拓農家の入植により集落が形成され、営農活動が行われ、昭和30年代から平尾台西側の筑豊県立自然公園区域で石灰岩の採掘が進むなど、住民生活や産業活動と自然環境保全との調整の必要も生じてきています。

(2) これまでの取組と成果

このような平尾台地域の様々な課題を解決する方策として、天然記念物指定地域（保存ゾーン）と石灰岩採掘地域（産業ゾーン）との間に緩衝地帯（バッファゾーン）を設け、その一部に平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。

(3) 課題と今後の取組

今後は、自然保護の徹底と産業活動の調和を図るとともに、この施設を拠点に住民、企業、行政の連携により環境を整備・改善するグラウンドワーク事業を展開していきます。

年次	観光客数
平成15年次	55.9万人
平成14年次	49.5万人
平成13年次	49.3万人
平成12年次	64.0万人
平成11年次	58.5万人
平成10年次	64.6万人

(北九州市観光動態調査より)



3 山田緑地の整備・30世紀の森づくり

(1) 背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

(2) これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30世紀の森」づくりを基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成7年5月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

(3) 課題と今後の取組

山田緑地では、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

4 ホタル等とのふれあいの場の整備

(1) 背景

一時は都市化に伴う河川の水質汚濁により、本市のホタルはすっかり減少しましたが、近年の公共下水道の普及や河川整備等により水質は回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの飼育放流活動が実を結びつつあります。

(2) これまでの取組と成果

本市では、“ホタルのすむ水辺”に代表されるアメニティの実現と、ホタルを通して河川流域コミュニティの活性化を図ることを目指して、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、河川愛護団体等を対象に「ほたる講座」「ほたる会議」などさまざまな行事を催しています。平成7年には、市民が中心となった全市的な組織である「北九州ほたるの会」が結成されました。また平成10年には、全国レベルのホタル研究組織である全国ホタル研究会の第31回大会が本市で開催されました。平成14年4月には、ホタル育成団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物に関する学習や情報交換を行う施設として、「北九州市ほたる館」がオープンし、自分でホタルを育てる「マイホタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたる塾」を開講するなど、拠点施設としての役割を果たしています。

また、ホタル育成保護活動を行っている小学校では、校内でホタルの飼育観察が行われ、地域の大人達の協力を得ながら活動しています。このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて地域の水辺環境が改善されるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。また、毎年市民参加型で行っているホタル飛翔調査は、北九州ほたるの会を中心にほたる調査隊を組織し、100名以上の市民が調査に参加しています。

この結果、60ヶ所以上の河川でホタルが確認されています。

この他、ホタルの飼育放流等を通じて愛護活動を行っている団体に対して、昭和62年からホタル育成助成金を交付しています。これは、ホタルの飼育等に必要な費用の一部を援助し、その活動を支援するものです。

(3) 課題と今後の取組

平成13年から、人とほたるが共生する自然環境の保全を目指して、北九州ほたるの会と韓国ホタル研究会との交流が始まりました。平成14年からは、毎年、「ホタルで結ぶ日韓交流」シンポジウムを開催し、両国のホタルや市民活動について情報交換を行っています。今後も国内外の団体と交流を深めていく予定です。

5 森林

(1) 背景

本市における森林面積は、表 4-15 のとおりで市域の約 4 割近くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水資源のかん養や国土の保全など公益的な役割を果たすとともに、今日では、市民の森林レクリエーションの場としても利用されています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林の指定は、県において計画的になされており、その現況は、表 4-16 のとおりです。

表 4-15 森林の面積

単位:ha

市域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,425	2,877	15,924	18,801	38.8%

資料：「遠賀川地域森林計画書（H14. 4. 1）」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。
国有林面積は、林野庁所管面積。

表 4-16 保安林の現況

単位:ha

保安林の種類	指定の目的	面積
水源かん養	水源のかん養	2,328
土砂流出防備	土砂の流出の防備	1,068
土砂崩壊防備	土砂の崩壊の防備	11
防風	風害の防備	15
防火		11
魚つき	魚つき	46
保健	公衆の保健	1,320
合計		(重複1,280) 3,519

資料：「遠賀川地域森林計画書（H 14. 4. 1）」

(2) これまでの取組と成果

① 森林の保護育成施策

本市の森林を林業として保護、育成するため、森林の保育や、林道などの条件整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「民間私有林の森林保育経費に対する助成」などがあります。

② 財団法人福岡県水源の森基金による施策

当基金は、昭和 53 年の福岡県大渴水を契機に水源地域の森林を整備し、水源かん養機能を充実させることを目的に、本市・福岡県・福岡市などが設立したものです。

主な事業は森林保有者が森林整備のために要した作業経費の一部を助成するとともに施業資金借受者に対する利子の補給、林業従事者の育成を行うものです。

③ 市営林の整備

市営林は、基本的には市の財産としてその維持管理に努めていますが、その立地条件に応じて、土砂の流出等を防ぐ国土保全機能の発揮に重点をおいたり、森林レクリエーションの利用促進を目的とした整備も行っています。(表 4-17、表 4-18)

表 4-17 市営林の現況

(平成17年3月31日現在)

単位:ha

区 別	市営林面積	うち人工林面積
門 司 区	149	95
小 倉 北 区	68	6
小 倉 南 区	232	191
若 松 区	68	42
八 幡 東 区	114	87
八 幡 西 区	49	36
計	680	457

資料: 経済文化局農林課

表 4-18 市営林のうち森林公園等の現況

(平成17年3月31日現在)

単位:ha

名 称	所 在 地	面 積
足立山森林公園	小倉北区大字足原地内	68
高蔵山森林公園	小倉南区大字沼地内	9
皿倉・帆柱環境林	八幡東区大字大蔵・尾倉地内	84
香月市民の森	八幡西区船越三丁目	19

資料: 経済文化局農林課

(3) 課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じており、間伐等の保育作業の不足による森林の荒廃が目立ち始めています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠であり、重要な課題となっています。

このため、今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な林業施業の実現に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業従事者やボランティアなど人材の育成に取り組む必要があります。

6 河川

(1) 環境に配慮した河川整備

① 背景

近年、治水・利水に重点をおいた従来の河川整備への反省から“自然豊かな川づくり”が求められており、国土交通省では、河川が本来有している良好な生物環境に配慮し、自然環境を保全・復元することを目的とした「多自然型川づくり」を推進しています。そこで平成3年度からは、全河川で、できる限り多自然型川づくりを行うこととなり、さらに平成9年の河川法の改正により、「河川環境の整備と保全」が明文化されたことから、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。

② これまでの取組と成果

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全又は復元を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでおり、植生や生物の生息環境に配慮した護岸の整備を進めているところです。このほか、洪水時に遊水池や調整池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ビオトープとしての整備を行い、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

③ 課題と今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの8.3kmを、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として構想を策定しました。この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、工事に際してもその保全、復元が課題となっています。

(2) 市民参加型の河川整備

① 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

② これまでの取組と成果

紫川では、昭和63年にマイプラン「紫川」として、市民に親しまれ、愛される川とまちにするため広く市民からアイデアを募集し、そのアイデアに技術的検討を加えて、その実現を図りました。平成2年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築、福祉といった分野の垣根を取り払い、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、沿川住民で組織する「かわばた会議」、沿川小学校での「環境学習」の取り組みなどの河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け市民の要望を整備計画に盛り込み、「市民参加型の川づくり」を推進してきました。平成8年度には『街の中での冒険』をテーマに、八幡東区高見地区が「水辺の楽校」に登録され、住民、小学校などが参加する「推進協議会」の中でハード整備やソフト施策について協議を重ね、平成11年、整備計画を策定し工事に着手しました。現在、平成18年度の完成を目指し、事業を進めています。

また、平成7年度に「河川再生事業（現河川環境整備事業）」に採択された撥川では、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取り組みを行いました。具体的には、沿川住民の代表者で組織した「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の3部会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサン

ス計画・基本構想」をまとめました。平成10年3月に、第1期工事区間（旧九州厚生年金病院から京長城池までの約2.1km）の工事に着手し、平成17年度の第1期工事の完成を目標に、事業を進めています。

③ 課題と今後の取組

紫川沿川では“まちづくり”や“青少年の健全育成”、“地域コミュニティの向上”等の目的をもった、様々な団体が活動を行っており、これらの団体が相互に連携し、河川愛護活動の一層の充実を図ることを目的として平成15年8月に「紫川流域会議」を発足しました。これら各団体のネットワークを生かして、イベントの開催などによる紫川の賑わいを創出し、市民主体のまちづくり活動を促すとともに、今後も自然を生かした川づくりに取り組んでいきます。

板櫃川では平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・槻田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりを模索しているところです。

今後、市内の主要な河川についても市民参加型の河川整備に取り組んでいきます。

7 海辺のマスタープラン 2010

(1) 背景

本市では、平成6年に「市民に親しまれる水際線づくりマスタープラン」を策定し、市民が利用できる水際線を当時の約2kmから20kmに拡大することを目標にウォーターフロント整備を進めてきました。これまでに門司港レトロ地区、和布刈地区などが完成し、市民のみならず、市外からの来訪者にも広く利用されています。

(2) これまでの取組と成果

平成14年2月には、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していくために、マスタープランの見直しを行い、「海辺のマスタープラン2010」を策定し、全体の整備目標も従来の20kmから25kmへと拡大しました。

① 海辺のマスタープラン2010の基本方針

ア 広域的に多くの人を訪れ、魅力あふれる「拠点エリア」(5箇所)、地域住民の利用を重視した「地域密着型エリア」(7箇所)とに区分し、メリハリのついた利用、PRを行います。

イ 市民にとって利用しやすく、安全で魅力的な水際線の整備を進めるために、計画づくりから施設整備、既存施設の利用のあり方まで、さまざまな段階での市民参加を進めます。

(3) 課題と今後の取組

平成16年度までに、約11.7km（目標の約47%）が完成し、平成17年度は、新門司東緑地、響灘北緑地、大里海岸部、崎灯台周辺で事業を予定しています。今後は、北九州市水際線利用協議会（平成15年8月20日発足）を活用し、市民が水際線の魅力を再認識できるためのPRやイベントを実施するとともに、市民の視点に立った水際線の検討を行います。

また、みなとや海辺の市民活動を支援するとともに、このような活動の情報発信や交流を目的とした市民活動発表会を開催する予定です。

8 農地

(1) 背景

農地は農産物を生産する機能だけでなく、「水源のかん養」、「洪水の防止」、「景観の保全」などの多面的機能も持っています。

このため、優良農地の保全には、市の土地利用計画との整合性や都市的需要を考慮しつつ、地域ごとの農地の特性を生かした計画的な土地利用を図ることが必要です。

(2) これまでの取組と成果

都市計画等の農業以外の土地利用と調整を図りながら、今後の農業の振興を図るべき地域を明確にし、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、農業振興地域制度を実施しています。

本市では特に農業上の利用を確保すべき土地として、1,412haの農用地区域を設定し、都市的利用を抑制して、優良農地の保全に努めています。

(3) 課題と今後の取組

農家の高齢化や農業後継者の不足等により遊休農地が増加し、農地の多面的機能などが失われつつあります。

そこで、農家間の話し合いを進め、耕作意欲のある農家へ農地を集約し、農地の保全を図ります。また、農作業ボランティアなどを支援し、市民が自然や農業とふれあう場として農地の活用を進めます。

9 農業施設の整備

(1) 背景

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされました。このことを受け、土地改良法（昭和24年法律第195号）においても、事業の実施に当たっては原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成14年4月1日から施行されることとなりました。

(2) これまでの取組と成果

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき「北九州市田園環境整備マスタープラン」を作成しています。この中で自然と共生する環境を創造する区域「環境創造区域」と、工事の実施に当たり環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域「環境配慮区域」を定めています。

(3) 課題と今後の取組

当マスタープランでは「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め、環境と調和する整備を目標としていますが、具体的な整備手法（工法）などはまだ定めていません。

今後は、人工的な土木資材をできるだけ使用せず、自然の材料を利用した整備手法（工法）の開発など積極的に取り組んでいく予定です。